平成２１年（フ）第１２２１号
愛知県知多市日長台403番地　スターハイツ日長台Ｂ―301
債務者　山下　麻衣
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５８２号
名古屋市緑区鳴海町字母呂後99番地の６
債務者　南部ミヤ子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４３７号
愛知県豊明市新栄町７丁目10番地　ジュネス新栄103号
債務者　佐野　一臣
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１０号
愛知県豊田市山之手10丁目10番地１　板倉コーポ101号
債務者　別府　和秋
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８１７号
愛知県岡崎市日名中町11番地５　サンアメニティ北岡崎駅201
債務者　奥村　京子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８４４号
愛知県岡崎市細川町字扇田９番地139
債務者　瀬尾　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
滋賀県甲賀市水口町西林口１番63号　雇用促進住宅水口宿舎２―401号
債務者　大坪　宏子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５５号
滋賀県高島市マキノ町高木浜２丁目３番地２マキノ駅前第２団地18号、前住所滋賀県高島市マキノ町山中46番地１
債務者　花と緑の小島こと　小島　光一
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５６号
滋賀県高島市マキノ町高木浜２丁目３番地２マキノ駅前第２団地18号
債務者　小島喜代美
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８５号
滋賀県栗東市中沢２丁目11番13　リベルティキタガワ207
債務者　橋詰　和典
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６４号
滋賀県草津市橋岡町149番地５、前住所横浜市緑区北八朔町1886番地
債務者　黒木　陽介
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２１号
大津市本堅田４丁目８番20号　コーポ喜多田103
債務者　岩永　博栄
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２２号
大津市本堅田４丁目８番20号　コーポ喜多田103
債務者　岩永三千子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３２号
滋賀県栗東市川辺143番地32
債務者　松村久美子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４０号
大津市西の庄15番54号　３棟105号
債務者　仲村　　保
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６９号
大津市大石中５丁目16番19号
債務者　杉立　和則
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７０５号
滋賀県栗東市林310番１　メゾン・ヴェルネージュ103号、住民票上の住所滋賀県高島市新旭町針江177番地
債務者　成田　奥幸
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　大津地方裁判所民事部